

令和7年度

伊奈町小型合併処理浄化槽設置 整備事業補助金に関するご案内 【先着用】

※浄化槽設置整備事業補助金について、ご不明な点等あれば
下記のお問い合わせ先か町ホームページをご覧ください。

伊奈町役場 環境対策課（役場北庁舎1階）

〒362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地

TEL：048-721-2111（内線：2253）

FAX：048-721-2138

伊奈町 浄化槽 補助金

検索



伊 奈 町

I 伊奈町小型合併処理浄化槽補助金の概要

伊奈町小型合併処理浄化槽補助金は浄化槽処理地域の既存単独浄化槽、既設のくみ取り便槽からの転換を促進するために設けられた補助金です。

II 補助対象区域

補助対象地域は、次のいずれかに該当する地域とする

- (1) 伊奈町生活排水処理基本計画で定めた浄化槽整備区域
- (2) 上記の区域外で、下水道法第4条第1項の規定による下水道の事業計画を定めていない市街化区域

※補助金対象地域に該当するか不明な場合は、伊奈町環境対策課までお問い合わせください。

III 補助対象用途

専用住宅・店舗等併用住宅（住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること）

※事務所、店舗、集合住宅等は補助の対象となりません。

IV 補助額概要

	限度額（千円未満端数切り捨て）
本体及び 本体設置工事費	5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人増 548,000円
配管費	80,000円
処分費	90,000円

※上記II補助対象区域ごとの予算額に達し次第、受付は終了いたします。

1 設置費

設置に要する費用（本体及び本体設置工事費）に相当する額

2 配管費

既設のくみ取り便槽又は既存単独浄化槽からの転換に係る配管費が発生する場合 生活排水を浄化槽に流入させるための管及び浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるために必要な管の設置に要する費用（放流ポンプ槽の設置費、土質悪化板工事費を含む。）の額に相当する額

3 処分費

既設のくみ取り便槽又は既存単独浄化槽の処分費が発生する場合 小型合併処理浄化槽を設置するに当たり、既設のくみ取り便槽又は既存単独浄化槽を掘り起こし、完全に除去する費用（清掃、消毒、污泥処理、撤去、収集運搬、中間処理及び最終処分）の額に相当する額

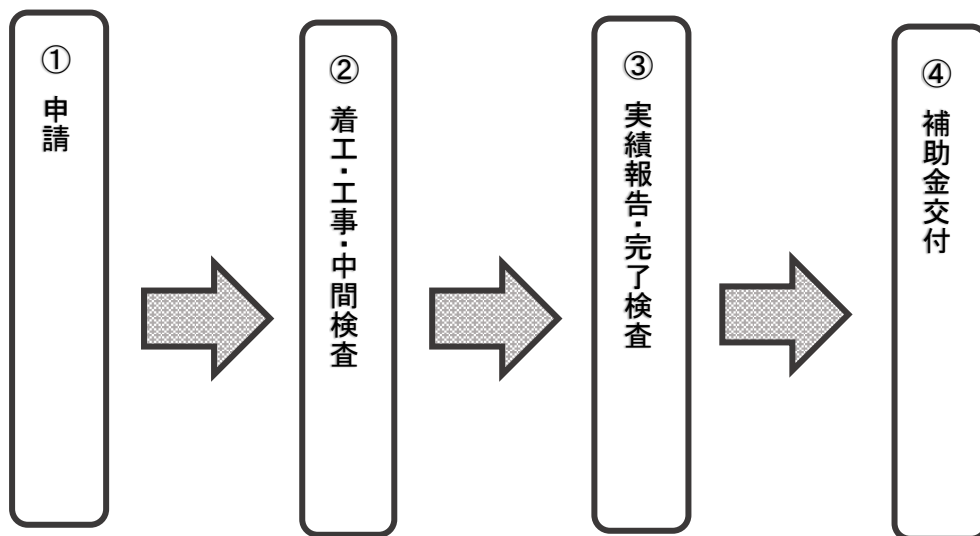
V 先着の申込み

申請方法は次のとおりとします。

1 申込資格

○対象地域の浄化槽を転換しようとする個人。なお、申込みは1世帯（1法人）につき1口とします。

申請の手続き



① 申 請

- (1) 申 請 令和7年5月15日(木)午前8時30分受付開始
ただし、実績報告書は、令和8年2月末日までに提出できるよう申請してください。
- (2) 場 所 伊奈町役場 環境対策課窓口
8時30分～17時15分(※土、日、祝日を除く)
- (3) 申請書類 下記のとおり

申請の際には、次の書類を提出してください。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 審査後の浄化槽設置届出書の写し及び浄化槽に関する調書の写し
- (3) 案内図、配置図及び浄化槽の見取図(浄化槽の形状、大きさ、構造がわかるもの)
- (4) 見積書
- (5) 登録証及び登録浄化槽管理票(C票)
- (6) 浄化槽機能保証登録証
- (7) 浄化槽整備士免状の写し
- (8) 浄化槽に係る型式適合認定書
- (9) 浄化槽法定検査(浄化槽法第7条及び同法第11条に基づく検査)の手数料払込書兼受領証の写し
- (10) 既存単独処理浄化槽又は既設のくみ取り便槽の写真
- (11) 浄化槽法定検査(法第11条に規定する検査)に関する誓約書
- (12) 同意書
- (13) 所有者の承諾書(土地又は専用住宅を借りている者に限る。)
- (14) その他町長が必要と認める書類

※ 提出書類等は、返却いたしませんので、ご了承ください。

※ 補助金交付要綱に違反したときは、町は補助を取りやめることができます。

② 着工・工事・検査

着 工 交付申請後に着工して頂きますが、浄化槽設置の際には環境対策課による中間検査を執り行いますので、同検査前に浄化槽を設置しないようご注意ください。

工 事 工事の際事故が無いよう充分ご注意ください。

検 査 実績報告書提出後環境対策課による完了検査を行います。

③ 実績報告・完了検査

補助金に係る事業完了後 1 か月以内又は補助金交付に係る当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、実績報告書に次の書類を添えて環境対策課までご提出ください。

- (1) 浄化槽法定検査（浄化槽法第 7 条及び同法第 11 条に基づく検査）の手数料払込書兼受領証の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し（浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類）
- (3) 設置に要した費用の請求書及び領収書の写し（処分費又は配管費を申請した者は、処分費又は配管費に要した費用に係る領収書及びその内訳書の写し）
- (4) 工事の経過写真
- (5) 処分費を申請した者は、既存単独処理浄化槽又は既存くみ取り便槽の清掃（消毒及び汚泥処理を含む。）の写真、撤去物及び撤去後の埋め戻し前の写真並びに産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

④ 補助金交付

補助金が交付されるのは実績報告書提出後に行われる完了検査合格の約 1 月後です。

VI その他

1 権利移転の禁止

有償、無償を問わず、当選権利を他の人（親族を含む）に譲り渡すこと出来ません（例 知人への譲渡、子名義で当選→親名義で工事）。

2 浄化槽法による定期検査

浄化槽を設置した後、浄化槽法による定期検査（法 7 条、法 11 条）を受けてください。

法 11 条検査は保守点検及び清掃とは別に、**必ず年 1 回以上受けなければなりません**。

- ・ 法第 7 条検査（設置後の水質に関する検査）

設置した浄化槽が適正に施工され正常に機能しているかを確認するための検査です。使用開始後 3 ヶ月を経過した日から 5 ヶ月以内に受検します。

- ・ 法第 11 条検査（定期検査）

保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に働いているか確認するための検査です。

3 浄化槽の保守管理

浄化槽の点検、調整及び修理の作業です。保守点検の回数は、浄化槽の種類や規模により決められています。浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じることとされています。保守点検を業者に委託する際は、「埼玉県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者」に委託してください。

4 浄化槽の清掃

浄化槽内に生じた汚泥等の引き出し、調整及びこれらに伴う機器類の洗浄などの作業です。清掃は年に 1 回以上行わなければなりません。清掃を業者に委託する際は、「町長の許可を受けた浄化槽清掃業者」に委託してください。

memo

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

伊奈町環境対策課

TEL 048-721-2111（内線2253）

ホームページ <http://www.town.saitama-ina.lg.jp>
